

農機具損害共済



特長 1

短期契約型

契約期間は1年間。
積立部分がないので掛金が安い
共済です。

特長 2

加入限度額

5万円から新調達価額の範囲内で
1,000万円まで加入できます。

特長 3

臨時費用担保特約付き

共済金に10%を加算してお支払い
します。

加入資格者

- 農機具を所有して農業に従事の方がご加入できます。

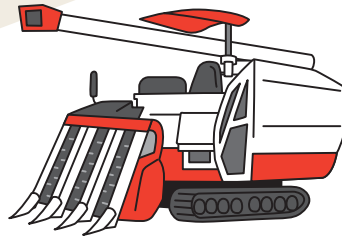
加入できる農機具や作業機

- ご加入される方が所有または管理される農機具が対象です。

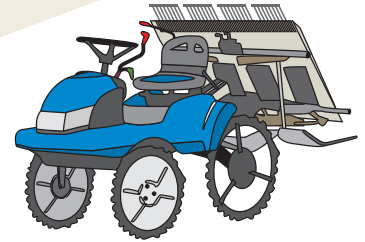
乗用トラクター・ロータリー



自脱型コンバイン



田植機



※対象の詳細を6ページの「共済目的とする農機具の種類」でご紹介しています。

加入できない農機具

- 販売及び営業を目的とした農機具
- 試験研究等に使用する農機具
- 農作業以外に使用する農機具
- すでに破損している農機具
- その他、共済事故の発生することが相当の確実さを持って見通される場合
- 銘板のない(登録番号などが確認できない)農機具
- 6ページに該当しない農機具

共済責任期間（補償期間）

- 「掛金が払い込まれた日の午後4時」もしくは加入申込書に記載された責任開始日から**1年間**です。
ただし、共済責任期間の始期を統一するため、必要があるときは、1年未満の短期加入とすることができます。

加入内容に 変更がある場合

責任期間の途中で、**農機具を買い替えたり譲渡・相続**などされる場合は、直ちに**NOSAI**までご連絡願います。この連絡を怠ったときは、共済金を支払えなくなったり、契約を解除する場合があります。

共済金額（加入金額）

- 新調達価額の範囲内で農機具1台ごとに、5万円～1,000万円までご加入できます。
○新調達価額とは、加入される農機具と同一の機種・同銘柄・同性能の新品農機具の当時の市場価格です。

共済掛金

● 1万円あたり57.93円です。 掛金の納入は口座振替でお願いいたします。

共済金額	10万円	50万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	1,000万円
共済掛金	570円	2,890円	5,790円	11,580円	17,370円	23,170円	28,960円	57,930円

1年間の
掛金

購入金額

万円 × 57.93 =

共済掛金

円

※1円単位切り捨て

対象となる事故

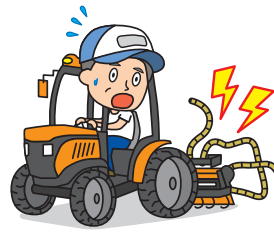
衝突・接触



墜落・転覆



異物の巻き込み



火災



落雷



物体の落下・飛来



破裂・爆発



鳥獣害



(糞尿による汚損・
さび等は除く)

盗難



風水害

(台風 / 洪水 / 暴風雨 / 高潮 / 雪害)
その他の自然災害 (地滑り・土砂崩れ) など



地震 / 噴火 / 津波



対象とならない事故

● 対人・対物補償はありません。

※ 5ページと重要事項説明書をご確認ください。

共済金のお支払い

- 損害額が新調達価額の5%に相当する金額、又は1万円のいずれか低い額を超えた場合、共済金をお支払いします。
- 共済金の計算式

$$\text{共済金} = (\text{損害額} - \text{免責額}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{新調達価額}}$$

- ※1 損害額とは、共済事故により受けた損害の復旧に必要な額となります。
- ※2 免責額とは、事故の内容や損害箇所により、免責基準（免責規定）が適用となり、損害額から減額する金額です。

例 新調達価額 500万円のトラクターが農作業中に土手下に墜落。損害額（修理費）が100万円（部品代 90万円 + 修理工賃 6万円 + 引上げ・運搬費用 4万円）の場合。



- 農機具の共済金額と新調達価額の割合（加入割合）により、1回の事故ごとに共済金を計算します。
 - 同一責任期間中は、共済金を何度お支払いしても、共済金額は減額しません。
 - ただし、同一責任期間中にお支払いする共済金の合計額は、共済金額が限度となります。

重要

加入割合により共済金を算定します。
加入割合が低いと、十分な共済金を受け取ることができません。

$$\text{加入割合} = \frac{\text{共済金額（ご加入金額）}}{\text{新調達価額}}$$

- 共済金は、損害額または共済金額のいずれか低い額が限度となります。

臨時費用担保特約

- 共済金のほか損害に伴う臨時の費用として次の共済金をお支払いします。

【臨時費用共済金】 ● 共済金に10%を加算してお支払いします。

【傷害費用共済金】 ● 共済事故により200日以内に死亡、または後遺障害を被ったとき
共済金額 × 30%（50万円限度）
 ● 共済事故により30日以上入院加療（頸部症候群は除く）を要したとき
共済金額 × 5%（20万円限度）

※共済金が支払われる場合にお支払いします。

地震等担保特約

地震および噴火、津波によって損害（損害が新調達価額の5%以上の場合）が生じたとき、共済金額の50%を限度に共済金をお支払いします。

$$\text{損害額} \times \frac{\text{共済金額} \times 50\%}{\text{新調達価額}} = \text{共済金支払額}$$

例 新調達価額200万円の乾燥機が地震で全損した場合

$$\text{損害額} 200\text{万円} \times \frac{\text{共済金額} 200\text{万円} \times 50\%}{\text{新調達価額} 200\text{万円}} = \text{共済金支払額} 100\text{万円}$$

復旧義務

$$\text{時価損害額} = \text{損害額} \times \text{経年減価残存率}$$

- 事故発生年月日より1年以内に農機具を復旧しなくてはなりません。
- 復旧しない場合は、損害額に経年減価残存率を乗じた時価損害額を基準に計算します。
- 全損の場合の復旧義務は、同程度の性能の農機具の買い替えとなります。

こんな時は共済金をお支払いできません

- 農機具の買い替えや格納場所の変更等告知義務及び通知義務を怠った場合
- 損害額が新調達価額の5%に相当する金額、又は1万円未満の場合
- 磨耗・腐食・さび及びその他の自然消耗
- 凍結によって生じた損害
- 通常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗装の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ等
- 単なる故障（冷却水不足によるエンジンの焼付け等を含む）
- 農作業以外の使用目的による事故（引き上げ時等の損害も含む）
- 運転者の故意もしくは重大な過失による損害
- 法令違反（無免許、飲酒、無灯火等）による損害

ご加入の際に

ご加入される場合は、下記の内容をご確認の上ご連絡いただくと、ご加入手続きがスムーズになります。

銘柄	型式	登録(製造)番号	付属装置の有無	購入年月日
乗用トラクター	NOS14 A13211	1***56	有・ 無	令和*年*月*日
購入区分	購入金額	標識番号	格納場所	
新品 ・中古	600万円	**市あ1**4	〇〇市〇〇区〇〇町□□番地	
銘柄	型式	登録(製造)番号	付属装置の有無	購入年月日
			有・無	
購入区分	購入金額	標識番号	格納場所	
新品・中古				

- 加入時に現物を確認いたします。全体写真・銘板などの写真を撮影いたします。
- 本体（トラクターなど）の付属装置（ロータリーなど）は、本体とは別に分けてご記入ください。
- 領収書・販売証明書など、ご加入される農機具の購入年月・購入金額などがわかる書類があればご用意ください。
- ご加入時にあらかじめ申告していただき、状況を確認させていただきます。

共済目的とする農機具の種類

種類	機 種
原 動 機	モーター
	ガソリンエンジン・石油エンジン・ディーゼルエンジン
乗用トラクター	
耕うん整地用機具	プラウ・すき・ロータリー・ハロー・砕土機・代かき機・均平機・畝立て機・みぞ切り機・心土 破碎機(バンプレーカー)・みぞ掘り機・穴掘り機・トレンチャー・中耕除草機(カルチベーター)・ 歩行用トラクタ(動力耕うん機を含む。)
栽培管理用機具	たい肥散布機(マニユアスプレッダー)・石灰散布機(ライムソワー)・施肥播種機・田植機・管理 機・あぜ塗り機・草刈機・移植機・肥料散布機・育苗機・簡易揚水機具・土つめ機・床土ふるい機・ ポテトプランター・ミニプラント・肥料混合機・スピードスプレイヤー・動力噴霧機・動力散粉機・ スピードダスター・土壌消毒機・誘が灯
	かんがい排水機具
収穫調製用機具	自脱型コンバイン・稲麦刈取機(バインダーを含む。) カッター・稲わら収集機(自走式のものを 除く。) 収穫機(亜麻・ビート・ホップ等畑作物収穫機)・掘取機(たまねぎ・特用作物・かんしょ 用掘取機を含む。) つる切り機・茶摘採機・茶刈込機・野菜洗浄機・清浄機・粒選機・野菜洗浄 乾燥機・乾燥用バーナー
	ウインドローア・普通コンバイン・脱穀機・もみすり機・とうみ・乾燥機(穀物・特用作物・し いたけ用を含む。) 選果機・ワックス処理機・米選機・ラミーはく皮機・穀物水分検定器・ひよ う量器・葉たばこ自動編機・ウィンチ・ベルコン調理機・自動封かん機・チューリップ選別機・ 自動制函機・ツリータワー・はっか蒸りゅう機・いも切機・干びょう製造機
	精米又は精麦機(研穀機・押麦機及びひき割機を含む。)
農産加工用機具	い草選別機・いわり機・畳表織機(いむしろ織り機を含む。) 花むしろ織り機・い草刈取機・剪枝 機・い草分割機
	わら打ち機・縄ない機・縄仕上機・製筵機・蒸茶製造設備・再生茶設備
畜産用機具	フォーレージハーベスター・ヘーモア・ヘーコンディショナー・ヘーテッダー・ヘーレーキ・ヘー ベラー・ヘープレス・ヘーローダー(ボールローダ・マニユアローダを含む。) ヘーカッター・ ヘッドライヤー・ヘーエレベーター・フォーレージプロア・サイレージデストリビューター・サイ レージアンローダー自動給餌機・自動給水機・搾乳機(ミルクカー)・牛乳冷却機・ふ卵機・ふ ん尿散布機・保温機・牛乳成分検定用機械・人工授精用具・育すう機・電牧装置・カウトレー ナー・ふん焼却機
	自走式フォーレージハーベスター・自走式モアコンディショナー・自走式ヘーベラー・連続式自動 牧草乾燥機・飼料粉碎機・飼料配合機・飼料成形機・カッター・脱粒機・洗卵選別機・バンクリー ナー・自動飼料かくはん機・収卵用機具
養蚕用機具	条桑刈取機・抜根機・暖房機
	蚕(稚蚕・壮蚕)用自動飼育装置・稚蚕飼育用温湿度自動調整装置・ざ桑機・動力条払機・自動収 繭毛羽取機・自動収繭機・繭毛羽取機
運搬用機具	農用舟・トレーラー・運搬車・フロントローダー・単軌条運搬機(モノレールカー)

農機具損害共済の支払共済金免責規定

① 共済金をお支払いできない損害（次に掲げる消耗部品のみが生じた損害）

オイル、 그리스、バッテリー・バッテリー液、ラジエーター、ウォーターポンプ、電球、フィルター・エレメント、ヒューズ・点火プラグ、ブレーキ（シュー、ドラム、ディスク、パッド類）、ベルト類、タイヤ・チューブ、クローラ、クラッチ板等、ベアリング、ピン類、ワイヤー類、ネジ、ボルトナット類、パイプ、ホース類（燃料パイプ、ラジエーターホース、油圧ホース等）、その他メーカーで消耗品として指定されているもののうち記載以外の部品

注1 タイヤ、クローラの損害については、横切れで半分以上断裂した場合は支払いの対象とする。

注2 上記に記載されている消耗部品一覧については、一部品の例でありこれ以外の消耗部品については損害評価委員が判断して決定する。

② 次に掲げる部位または部品に損害が発生した場合、部位または部品ごとに定める削減割合により損害の額を削減します。

消耗部品に準じる部品	削減割合
刈刃	50%
耕うん爪	50%
稼働中に接触または衝突に伴うタイヤ・クローラ（自然消耗、磨耗、等は除く）	50%
ユニバーサルジョイント（PTOシャフト）	50%

③ 次に掲げる点検整備不良、不適切な管理及び操作、過失等に起因する事故による損害が発生した場合、その過失度合いに応じた削減割合により損害の額を削減します。

通常すべき点検整備、保守・管理及び操作を行っていれば損害を防止又は軽減できたと認められる場合	削減割合
点検・整備時に発覚した損害	100%
オイルの入れ忘れによる損害	100%
燃料の入れ間違いによる損害	100%
モーターの加熱・焼付け、ファンベルト切れによる損害	100%
整備・点検の不備による損害	100%
損害部品の腐食、さびの程度の著しいもの	100%
故意または重大な過失（法令違反等）	100%

④ 次に掲げる事故及び事故形態により損害が発生した場合、事故及び事故形態ごとに掲げる削減割合により損害の額を削減します。

事故形態により損害を防止又は軽減することができたと認められる場合	削減割合
衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他稼働中の事故	20%
異物が絡んでもすぐに作業を停止しなかったときに生じた共済事故（作業機も同様）	50%
農作業中に生じた獣害（繫留牛）による共済事故	50%
昼夜、保管場所を問わず、鍵をつけたまま、あるいは車内に放置し盗難にあったとき	100%
適切な損害防止をした上で、格納場所以外で盗難にあったとき	40%

⑤ 同一責任期間内に同一農機具に複数回の事故が発生しており、2回目以降の損害を防止又は軽減することができたと認められる場合、次に掲げる削減割合により損害の額を削減します。

事故回数	削減割合
2回目	30%
3回目	60%

※②から⑤において2以上の免責が混在する場合は、免責割合が最も高いものを適用します。

よくある質問

Q1 事故が起きたけど、作業を急ぐのですでに直してしまいました。支払い対象になりますか？

A1 **損害箇所が確認できれば対象になります。**
交換した部品が残っており、損害の状態が確認できれば対象とできます。ただし、すでに部品が処分されており、損害の箇所と状態が確認できない場合は支払い可能な事故が発生していても支払い対象となりませんので、修理前に必ずNOSAIにご連絡ください。

Q2 加入者以外の方が農機具損害共済加入のトラクターを運転中に事故を起こした場合、支払い対象になりますか？

A2 **加入者と運転者の関係次第では支払い対象になります。**
加入者の親族や農業法人の従業員などが事故を起こした場合は支払い対象となります。

Q3 損害を受けた農機具を修理せず、新しく買い替えた場合でも支払い対象になりますか？

A3 **支払い対象になります。**
ただし、損害額は「修理した場合の費用」と「買い替えた場合の費用」のどちらか安いほうが認定されます。

例 トラクター(新調達価額 300万円)が墜落事故で損害を受け 200万円の修理費がかかるといわれた。しかし、修理を行わず 300万円の新しいトラクターを購入した場合。
※共済金額 300万円

認定損害額は、
修理をした場合の費用 (200万円) < 買い替えた場合の費用 (300万円)
よって、計算式は

$$\left(\begin{array}{c} \text{認定損害額} \\ \mathbf{200\text{万円}} \end{array} - \begin{array}{c} \text{免責額} \\ \mathbf{40\text{万円}} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{共済金額} \\ \mathbf{300\text{万円}} \end{array}}{\begin{array}{c} \mathbf{300\text{万円}} \\ \text{新調達価額} \end{array}} = \begin{array}{c} \text{共済金} \\ \mathbf{160\text{万円}} \end{array}$$

Q4 トラクターが作業中にU字溝へ落ちた。しかし、損害が生じておらず、請求額は引上げのみだった場合、支払い対象になりますか？

A4 **支払い対象になります。**
その他修繕費に該当しますので支払い対象になります。
ただし、引上げ等に係る見積書・領収書の控 (コピー) が必要となります。

農機具損害共済のご契約にあたって

…… 重要事項説明書 ……

- この説明書は契約概要や、お申込に際してご注意いただきたい説明情報またご契約で得られた個人情報の取り扱いなど、ご契約に関する重要事項について記載したものですので、内容を十分ご確認ください。
- 加入申込書への押印は、本書面の説明確認印を兼ねております。

I 契約概要のご説明

1. 仕組み及び引受条件等

(1) 共済の仕組み

農機具損害共済は、稼働中の事故をはじめとする様々な偶発の事故（注）により、ご加入いただいた農機具及び付属装置が損害を受けたときに災害共済金をお支払いします。

（注）「(3)の①災害共済金のお支払い対象となる事故」を参照してください。

(2) 補償の対象（共済目的）

補償の対象は、未使用の状態を取得され、かつ共済規程で定める農機具です。

①付属装置を補償の対象とする場合は、申出が必要です。

②中古農機具にご加入いただく場合は、農機具損害共済に（5）「付帯できる特約及びその概要」の「付保割合条件付実損てん補特約」の付帯が必要になります。

(3) 共済金（災害共済金）をお支払いする場合

①災害共済金のお支払い対象となる事故（共済事故）は、次のとおりです。

火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取若しくはき損、鳥獣害又は第三者行為による不可抗力のき損。衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故。

台風、旋風、突風、暴風雨、洪水、豪雨、高潮、降ひょう、雪崩等の雪害、土砂崩れ、崖崩れ、地滑り、その他これらに類する自然災害（地震及び噴火並びにこれらによる津波（以下「地震等」といいます）及び落雷による損害を除きます。）

②災害共済金のお支払い額

農機具損害共済の災害共済金のお支払い額（注1）は、損害の額（注2）に共済金額の新調達価額（共済目的と同一の機種で、同一又は類似の性能を有する新規の農機具を取得するために要する価額）に対する割合を乗じて得た額となります。

（注1）農機具共済は、新調達（再取得）価額までを補てんする仕組みですが、損害が生じてから一年以内に復旧しなかった場合、時価損害額によって算定した共済金のお支払いとなりますので、ご注意ください。

（注2）損害の額は、新調達価額を限度として、その損害の発生直前の状態に復旧するために必要な費用の最低額となります。共済金額が共済目的の新調達価額に満たない場合、損害額の一部しか補償が受けられませんので、十分な補償が受けられるよう新調達価額いっぱいにご加入ください。

(4) 共済金をお支払いしない場合

①次に掲げる損害に対しては、共済金を支払いません。

ア. 共済掛金等をお支払いいただく前に生じた損害

イ. 加入者（加入者でない方で共済金を受取る方も含めます。）又はそれらの方の法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害

ウ. 加入者と同じ世帯に属する親族の故意によって生じた損害

エ. 運転者の故意または重大な過失によって発生した損害

オ. 農作業以外の使用目的による事故によって発生した損害

カ. 共済目的に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然消耗による損害

キ. 故障（偶然な外来の事故に直接起因しない共済目的の電氣的又は機械的損害をいいます）

ク. 凍結（ラジエターの冷却水の抜き忘れによる凍結破損等）によって発生した損害

ケ. 消耗部品にのみ発生した損害

コ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動によって生じた損害

サ. 地震等によって生じた損害（地震等によって生じた火災、破裂又は爆発、これらが拡大して発生した損害も含みます）

シ. 核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性に起因する事故によって生じた損害

②共済約款に記載されている次の場合には共済金をお支払いできない場合があります。

ア. 「損害発生の場合の手続き」の通知を怠り又は故意若しくは重大な過失により不実の通知をしたり損害調査を妨害した場合

イ. 「損害防止義務」の指示に従わなかった場合

ウ. 「通知義務」、「告知義務」又は「重大事由による解除」により契約を解除した場合

エ. 共済金の請求を3年間怠った場合

(5) 付帯できる特約及びその概要

付帯できる特約及びその概要は次のとおりです。なお、詳しくは特約条項でご確認ください。

特約の名称	特約の概要	ご留意事項
付保割合条件付実損てん補特約	主に中古で購入した農機具を対象に、加入時の契約内容が一定の条件を満たしたとき、損害の額をそのまま災害共済金としてお支払いします。	掛金等は約定割合ごとに設定された係数を乗じた額となります。
臨時費用担保特約	事故の際の臨時の出費のために、共済金額に損害割合の10%を乗じた額を臨時費用共済金としてお支払いします。 また、共済目的が農業用自動車以外の場合で、加入者等が死亡・後遺障害を被った場合、1名ごとに共済金額×30%（50万円限度）、怪我による入院が必要となった場合は、1名ごとに共済金額×5%（20万円限度）の傷害費用共済金を加算して支払います。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。
地震等担保特約	地震、噴火及び津波による損害の場合、加入共済金額の50%を限度として共済金をお支払いします。	損害割合が5%以上となった場合に限りま。

2. 共済責任期間及び共済責任の開始

- ①農機具損害共済の共済責任期間は、1年です。なお、ご都合により始期を同じにするために限り、1月単位に1年未満の共済責任期間でご契約することができます。
- ②ご契約者の共済責任期間は、加入申込書に記載した責任開始日の午後4時から翌年同日の午後4時までとなります。なお、共済責任期間は後日お送りする農機具共済証券でご確認ください。
- ③加入申込書に記載された責任開始日を過ぎてお支払いいただいた場合の責任期間は、お支払い日から1年となります。なお、共済掛金等のお支払い前の事故については、共済金のお支払いはできません。

3. 契約条件（共済金額等）

(1) 契約の単位

- ①農機具1台（又は一式）ごとの契約となります。

(2) 共済金額の設定

- ①共済金額は、(3)の条件の範囲でご契約ください。
- ②共済金額は、事故が発生した場合に十分な補償が受けられるよう共済目的の新調達価額いっばいに設定してください。共済金額が新調達価額に対して過小または過大である場合には、損害額の一部しか補償されなかったり、共済掛金等が無駄になることがあります。

(3) 共済金額の設定条件

- ①農機具共済の最高限度額は1台1,000万円です。
- ②共済金額の設定は、1台ごとに5万円以上で、1万円単位となります。

4. 共済掛金等

共済掛金等は、共済金額、農機具の機種や用途、付帯する特約などにより決まります。詳しくはNOSAIまでお問い合わせください。

5. 共済掛金等の払込み方法

共済掛金等の払込み方法には、口座振替か振込があります。加入申込の際にお申出ください。

II 注意喚起情報のご説明

1. 告知義務・通知義務等

(1) ご契約時の注意事項（告知義務—加入申込書の記載上の注意事項）

- ・契約者には、ご契約時に危険に関する重要な事項としてNOSAIが告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。
- ・加入申込書に記載された内容のうち、★印が付いている項目が告知事項です。この項目が事実と違っている場合、又は事実を記載しなかった場合にはご契約を解除したり共済金をお支払いできないことがありますので、加入申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①農機具の情報

機種名、銘柄、型式・区分、車体番号、付属装置、購入年月、購入区分、格納場所

②他の保険・共済契約等の関する情報

農機具を契約の対象とする他の保険契約又は共済契約

(2) ご契約後にご連絡いただくべき事項（通知義務事項等）

- ・ご契約後、加入申込書に記載された内容のうち、☆印が付いている項目の変更・訂正があった場合及び次に掲げる事実が発生した場合には、遅滞なくNOSAIにご通知ください。
- ・ご通知がない場合には、ご契約を解除したり、共済金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。
- ・ご通知いただいた内容によりご契約の変更を行います。変更ができない場合はご契約の全部又は一部を解除する場合があります。

【通知事項等】（加入申込書の☆印以外の事項）

- ①農機具を譲渡する場合

- ②農機具を解体または廃棄する場合
- ③農機具が共済事故以外の原因により破損した場合
- ④農機具の用途を変更し、または著しく改造した場合
- ⑤農機具の格納場所または設置場所を変更した場合
- ⑥共済事故に係る危険が著しく増加した場合
- ⑦告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合

2. 損害防止義務

- ①共済契約者は共済目的について通常の管理や操作を怠ってはならず、事故が発生したとき又はその原因が生じたときには、損害の防止又はその軽減に努めるなどの損害防止義務があります。
- ②損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止又は軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

3. 重大事由による解除

- 次のことがあった場合は、ご契約を解除し、共済金をお支払いできないことがあります。
- ①共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - ②共済金の請求について詐欺を行い、また行おうとしたこと
 - ③NOSAIの契約者の信頼を損ない、契約の存続が困難な重大な事由があった場合

4. NOSAIの解散時等の取扱い

当農業共済組合が何らかの事由により解散せざるを得ない状況になった時、農業保険法では契約を終了し、まだ経過しない共済責任期間に対する共済掛金は加入者に払い戻すことになっていますが、財務状況によっては削減されることがあります。

III その他のご説明

1. 注意喚起情報のほかにご注意いただきたい事項

- (1) 超過共済による共済金額の減額
 - ①ご契約の際に設定された共済金額が共済目的の価額を超えていたことについて、ご契約者の善意でかつ重大な過失がなかった場合、共済契約者はその超過する部分についてご契約日から取り消すことができます。
 - ②ご契約後に共済目的の価額が著しく減少し共済金額が共済価額を超過した場合、共済契約者はその超過した部分について、超過した時から先の期間について共済金額の減額を請求することができます。
- (2) 掛金等の返還・追加
 - ①通知義務事項等により、契約内容の変更又は契約を解除した場合、約款等の規定により掛金等の返還又は追加請求をいたします。

「加入者の自由による解除」の場合の返還額は、共済掛金から共済掛金に既経過月数（月数に30日未満の端数があるときは、これを切り上げて1月とする。）に応じた係数（下表）を乗じた額を差し引いた残額となります。

既経過月数	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月
係数 (%)	20	30	40	50	60	70	75	80	85	90	95

- ②解除の理由によっては、掛金等を返還しない場合があります。

2. 事故が起こった場合の手続き等

- (1) 事故が起こった場合の手続き
 - ①事故が発生した場合遅滞なくNOSAIにご連絡ください。
 - ②ご契約者はNOSAIから請求した共済金請求書などの書類を作成し、事故を通知した日から30日以内に提出してください。
 - ③NOSAIは事故による損害があった共済目的について必要な調査をすることができます。
 - ④事故の通知を怠ったり、故意若しくは重大な過失により不実の通知をし、また正当な理由がなく損害調査の妨害、請求書類に不実の記載や変造した場合、契約を解除し、共済金を支払わない場合があります。
- (2) 共済金支払後の共済契約
 - ①災害共済金の支払合計額が、共済金額に相当する金額になったとき共済関係は消滅します。災害共済金の支払額が共済金額に達するまでは、共済契約は当初契約の内容で共済責任期間の終了日まで継続します。
- (3) 他の保険・共済契約がある場合

複数の「保険・共済」（以下「共済等」という。）と契約がされている共済の目的に損害があった場合、それぞれの共済等から「保険金・共済金」（以下「共済金等」という。）が支払われますが、支払われる共済金等の合計額が損害の額を超えてお支払いすることはできません。そのため、共済金等のお支払いはそれぞれの共済等の契約先どうしで、合計の共済金が損害額と一致するように調整分担をして支払うこととなっています。

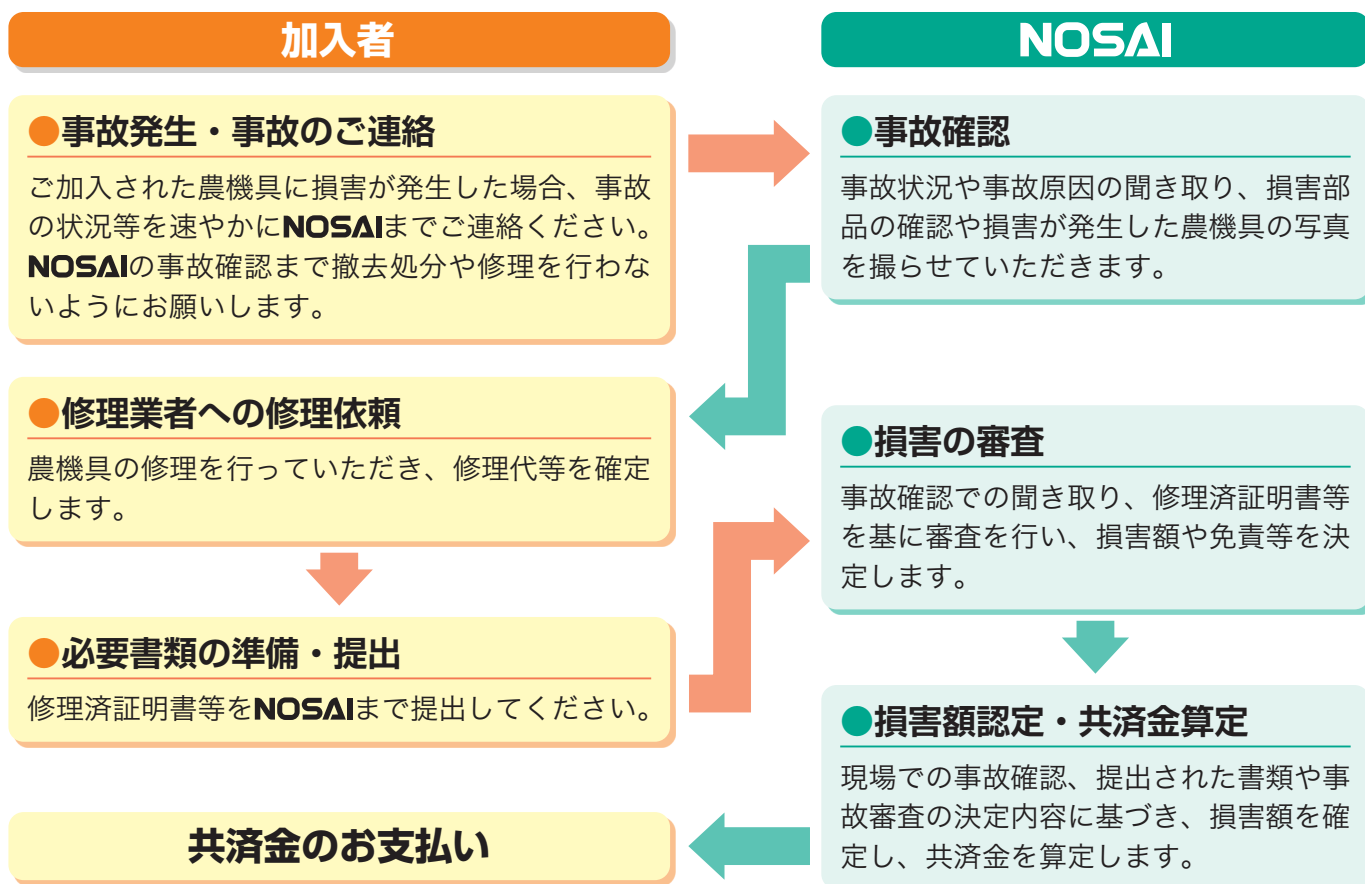
分担処理の目的は、契約ごとに算出される共済金の合計が損害の額を超える場合、これがそのまま支払われると過剰支払いとなり、不当利益が生じる恐れがあるためです。

IV 個人情報の取扱いについて

- (1) ご加入の内容、申込書記載事項やその他の知り得た情報（以下「個人情報」という。）については、当組合が、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用（以下「利用目的」という。）します。また、本共済関係に関する個人情報は、当組合が実施する他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、個人情報の利用目的のために業務を委託する場合、他の保険・共済契約との支払分担を行う場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

共済金お支払いまでの流れ



NOSAI からのお願い

ご加入された農機具に万が一事故が発生した場合や、売却、その他加入申込書記載事項に変更が発生した場合、速やかに所管区域の**NOSAI**へご連絡ください。
共済掛金の納入は便利で安全な口座振替をおすすめしています。
口座振替のお申し込みは簡単な手続きで手数料もかかりません。
皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■ 本 所

〒259-1141 伊勢原市上粕屋43-2
TEL : 0463-94-3211 FAX : 0463-92-5830
✉ : nosai-14@poppy.ocn.ne.jp

所管区域

横浜市・川崎市・横須賀市・葉山町・三浦市・逗子市・鎌倉市・藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・寒川町・海老名市・綾瀬市・厚木市・座間市・愛川町・清川村・平塚市・大磯町・二宮町・伊勢原市

■ 西部支所

〒250-0865 小田原市蓮正寺313-1
TEL : 0465-27-0138 FAX : 0465-27-0131
✉ : nosai-seibu@forest.ocn.ne.jp

所管区域

秦野市・小田原市・真鶴町・湯河原町・南足柄市・中井町・大井町・松田町・山北町・開成町・箱根町

■ 北部出張所

〒252-0157 相模原市緑区中野1681-1
TEL : 042-784-8500 FAX : 042-784-6180
✉ : nosai-hokubu@soleil.ocn.ne.jp

所管区域

相模原市



QRコードを読み取るとNOSAI神奈川のホームページへ移動できます。

NOSAI 神奈川

検索